

公立大学法人公立鳥取環境大学外国籍職員の提出書類に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、外国籍を有する者が公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)に雇用されるにあたり法人に提出する書類について定めるものとする。

(対象者)

第2条 当規程は、常勤、非常勤にかかわらず法人が雇用する全ての外国籍の職員を対象とする。

(提出書類)

第3条 法人に雇用される外国籍の者(以下「外国籍職員」という。)は、採用されるにあたり、他の規程等が定める提出書類のほかに、以下の書類のうち、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別及び国籍の確認ができるものを提出しなければならない。

- (1) 有効なパスポートの写し(本人の氏名、発行機関、有効期限等が記載された部分、上陸許可証印又は在留資格変更許可証印、在留期間更新許可証印が記載された最新の部分)
- (2) 有効な特別永住者証明書又は在留カードの写し(両面)
- (3) 有効な外国人登録証明書の写し(両面)
- (4) 資格外活動の許可を得て就労する在留資格の場合は、資格外活動許可書等

2 外国籍職員は、その雇用期間中に前項に掲げる書類の内容が変更されあるいは更新された場合、速やかに変更後あるいは更新後の当該書類を提出しなければならない。

(雇用更新時の提出書類)

第4条 外国籍職員のうち、規程あるいは辞令書、雇用契約書等により任用期間が定められている者が、任用期間終了後12か月以内に再任される場合は、再任日が既に提出された書類に記載された有効期間中であって、かつ当該書類の内容変更あるいは更新が行われていない場合に限り、前条第1項に定める書類の提出を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合は、法人は前条第1項に定める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の規程は、同年7月9日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。